

**宇都宮市特定教育・保育施設及び特定地域型
保育事業の運営に関する基準を定める条例
(平成26年条例第33号)第5条に基づく、
重要事項文書
(保育所用)**

2025年
令和7年4月
しらゆり幼稚園

1 事業の目的 ★

しらゆり幼稚園（以下、「当園」といいます。）は、以下の運営方針に基づき、児童への保育と子育て支援を行うことを目的とします。

2 運営の方針 ★

- ・ 入園する乳児及び幼児(以下「利用乳幼児」といいます。)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
 - ・ 保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、保育を行います。
 - ・ 利用乳幼児の家庭や地域との様々な社会資源と連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。
-

3 当園の概要

法人種別・名称	社会福祉法人 白百合会
施設名	しらゆり幼稚園
所在地	栃木県宇都宮市砥上町 813 番地 1
認可年月日	昭和 52 年 3 月 29 日
電話番号	028-648-0872
園長氏名	森島 隆
利用定員（年齢別）	110 名
実施する事業の種類	延長保育
自己評価の概要	(例) 職員による保育内容等の自己評価を毎年1度実施し、サービス内容の向上に努めています。
特色	音楽教育の重視と実践(マーチングバンド・合唱団)

※自己評価の詳細については事務室で閲覧できます。

4 開園日・開園時間・保育提供時間及び休園日 ★

開園日	開園時間	保育提供時間	延長保育時間	休園日
月曜日～ 土曜日	7時00分～ 19時00分 7時00分～ 18時00分	保育標準時間 7時00分～ 18時00分	18時00分～ 19時00分	日曜日 祝日 年末年始休業 (12月29日から 1月3日まで)
		保育短時間 9時00分～ 17時00分	前延長 7時00分～ 9時00分 後延長 17時00分～ 19時00分	

※ 延長保育の利用に当たっては、通常の保育料の他に、別途、保育料が必要となります。

5 職員体制 ★ (令和7年度4月1日)

	常勤	常勤者の有資格	非常勤	非常勤者の有資格	備考
園長	1人				
副園長	1人	1人			
主任保育士	1人	1人			
副主任保育士	1人	1人			
保育士	12人	12人	3人	3人	
事務職員	1人	1人	1人	人	
調理員	1人	1人	2人	1人	外部委託

6 提供する保育の内容 ★

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

（1）養護と教育の一体的な提供

保育士等は子ども一人ひとりを尊重し、命を守り、情緒の安定を図りつつ、乳幼児期にふさわしい経験が積み重ねられるよう援助していきます。

(2) 子育て家庭に対する支援

地域の様々な人や場や機関などと連携を図りながら、地域に開かれた保育園を目指し、地域の子育て力の向上に貢献していきます。

7 給食等について

(1) 提供方針

給食については、全ての活動の源となる大切なものと認識しています。そのため、安心して食べられ、丈夫な身体づくりに努める給食提供を目指しております。

(2) 提供方法

自園調理 完全給食

(外部委託 イートランド株式会社 市内中今泉 1-22-12 028-638-5655)

(3) 昼食・おやつ

保護者の方へは、前月 28 日ごろに翌月の献立表をお配りします。

(4) アレルギー等への対応

使用する食材の中で、アレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前に御連絡ください。御相談の上、除去するなどの対応をいたします。

(例) 卵・牛乳・そばなど

(5) 衛生管理等

集団給食施設届出を宇都宮市保健所へ届出済です。(平成 22 年 5 月 25 日届出)

調理師及び担当保育士は、毎月検便を行っています。

8 当園と保護者の連絡について

当園での状況や家庭での状況を相互連絡しあうために連絡帳を活用します。

月に 1 回、園だよりを発行します。月の行事や共通連絡事項などをお知らせします。園内に掲示板を常設し一日の生活の状況や予定などをお知らせします。またホームページ(ブログ)で行事日程などを掲載し補足します。

9 当園の利用に際し留意していただきたいこと

(1) 欠席する場合又は登園の時間が遅れる場合

当日に欠席の連絡をする場合又は登園が遅れる場合は、その日の登園予定時刻(9 時 00 分)までに御連絡願います。

(2) お迎えが遅れる場合

お迎えが遅れる場合は、原則として随時の延長保育扱いとなりますので、下記の

とおり 18 時 00 分までに御連絡願います。

(3) 毎朝の体温等の確認

登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。

(4) 感染症について

麻疹（はしか）・百日咳・水疱瘡・耳下腺炎等の感染症にかかった場合は、登園停止期間を経過してから登園してください。なお、登園する場合は、医師発行の「治癒証明証」を提出してください。

(5) 発熱している場合について

熱が 37.5 度以上ある場合は、登園を控えてください。

(6) 与薬について

医療行為に当たるため原則として行いません。ただし、医師の判断により、治療のため薬の処方が必要した場合に限り、保護者の承認を得た上で行うことができます。必要がある場合は個別に御相談させていただきます。

与薬に当たっては与薬依頼書が必要となります。

(7) 急に延長保育が必要な場合

当日 18 時 00 分までに、御連絡願います。

10 健康診断等について

(1) 健康診断・歯科検診

年 2 回、嘱託医が検診をします。検診の結果については、児童票（日々の成長記録）及び連絡帳に記載します。

(2) 身体測定

毎月 1 日頃に身長・体重の測定を行います。結果については、児童票（日々の成長記録）及び連絡帳に記載します。

※ その他、乳幼児の日ごろの様子でご心配なことがありましたら御相談ください。

11 保育料 ★

(1) 基本保育料

支給認定をした市町村が定める保育料を市町村にお支払いいただきます。

(2) 延長保育料

日割 160 円から 900 円の間、月割 4,800 円

(3) 実費徴収

①2号認定者の主食費 月 1500 円

- ②2号認定者の副食費 月 5300円
③遠足代 目的地により変動します。
④園行事費・付属教材費 必要に応じて徴収することがあります。
⑤保護者会費 月 800円
-

12 支払方法(延長保育料や実費徴収の料金) ★

(1) 現金払

(支払い期限：請求後10日以内。事務室までお願いします。)

13 利用の開始及び終了について ★

当園は以下の場合には、保育の提供を終了いたします。

- ・ 小学校に就学したとき
 - ・ 保育の必要性の事由に該当しなくなったとき
なお、育児休業取得時の保育の継続は、3歳以上は、「出産日から1年間」2歳以下は、保護者の健康状態や当該児童の発達上、環境の変化が好ましくない場合に限ります。
 - ・ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき
-

14 支給認定区分・住所等の変更

(1) 支給認定区分の変更

事実発生日（要件を有した（無くした）日）が変更申請日より前であっても、事実発生日に遡って変更はできません。

ア 3号認定から2号認定に変更する場合

年齢到達で認定区分が変更になる場合、宇都宮市より自動的に新しい認定証（2号認定証）が送付されます。

提出書類：「3号認定証」

提出先：宇都宮市または当園

イ 就労時間等の変更に伴う認定区分（時間）を変更する場合

提出書類：「支給認定区分変更申請書」（宇都宮市指定様式）

「保育を必要とする事由」がわかる書類（就労：勤務証明書等）

「支給認定証」

提出先：当園（その後、当園から宇都宮市に提出します。）

(2) 住所・世帯構成・保護者区分の変更

提出書類：「変更届」（宇都宮市指定様式）

提出先：当園（その後、当園から宇都宮市に提出します。）

15 賠償責任保険の加入

（1）保険会社

独立行政法人日本スポーツ振興センター学校安全部

（2）保険の種類

学校契約団体傷害保険

（3）保険金額 （平成31年4月1日より）

掛け金 365円 （宇都宮市負担 135円 個人負担 230円）

16 嘱託医

（1）内科

名称	福田こどもクリニック
医院長名	福田哲夫
所在地	宇都宮市下砥上町 1545-20
電話番号	0286-659-8850

（2）歯科

名称	小塚歯科医院
医院長名	小塚照夫
所在地	宇都宮市桜 3 丁目 2-8
電話番号	028-637-3487

17 緊急時の対応方法 ★

容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当園が指定する機関で、対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。また緊急連絡票にかかりつけの医院と連絡先を記入してください。

外科	鷺谷病院	
	宇都宮市下荒針町 3618	TEL028-648-3851

18 非常災害時の対策 ★

消防計画作成 (変更) 届出書	宇都宮市西消防署 防火管理者	平成 22 年 4 月 1 日届出 氏名 森島 隆					
避難訓練	火災及び地震を想定した避難訓練（月 1 回）を実施します。						
防災設備	自動火災探知器・煙感知器・誘導灯						
避難場所	第 1 避難場所	砥上神社公園	第 2 避難場所	ケアプラザ而今			

19 要望・苦情等に関する相談窓口

（1）受付担当者

氏名 伊勢崎 栄子 （役職 副園長） Tel 028-648-0872

（2）解決責任者

氏名 森島 隆 （役職 園長） Tel 028-648-0872

（3）第三者委員

氏名 坂本 幸恵 （役職 会社役員） Tel 028-637-1733

氏名 福田 美加 （役職 会社役員） Tel 090-8846-5695

氏名 森島 隆 （役職 副園長） Tel 028-648-0872

（4）受付方法

面接・文書・電話などの方法で受け付けます。